

平成 17 年度日本企業の WTO 提訴マニュアル(予備調査)に係る委託先の公募について

平成 18 年 3 月 7 日  
日本機械輸出組合  
通商・投資グループ

## 1. 調査目的

WTO 紛争解決手続は、海外でビジネスを展開する企業の事業環境を整備するための貴重なツールである。しかしながら日本が申立国となった WTO 紛争案件は、貿易量が上位にある国・地域、即ち米国、EU 及びカナダに比べ相当低くなっている。本調査では、WTO 紛争解決手続の活用にあたって、制度や環境の整備など中長期的な施策ではなく、最も重要且つ短期的な対応が可能と見られる「政府とビジネスの協調体制」のあり方について当組合の国際通商投資委員会で検討するためのたたき台となる調査を行うものである。

## 2. 調査研究内容

### (1) 委託内容

下記(2)の調査項目に基づき調査報告書案を作成し、当組合国際通商投資委員会に置いて報告を行う。

調査研究結果を取り纏め、関係資料とともに日本機械輸出組合に提出する。

### (2) 調査項目

世界貿易上位国(除く中国)における WTO 紛争解決手続の利用実態

日本が申立国となった紛争案件から読みとれる特徴

各国における WTO 紛争解決手続の利用にあたっての政府とビジネスの取組み、その他(コスト、期間、企業負担軽減のための施策等)

- ・ 米国における取組み
- ・ EU における取組み
- ・ 日本における取組み

米、EU と比較して日本の取組のどのような点が WTO 申立案件の少なさ結びついているか

官民協調という視点から WTO 紛争解決手続の積極的な活用に資する方策の検討(資料集)

- ・ WTO 紛争解決手続の流れ
- ・ 米国、EU における提訴マニュアル(政府が公表しているもの)

### 3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

### 4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 100 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 18 年 5 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、関係資料 1 部  
(基本的に電子データで提供)

### 5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

### 6. 公募期間

平成 18 年 3 月 7 日から 3 月 14 日(期限内に必着のこと)

### 7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに Eメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 18 年 3 月 22 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当者名前 河合 洋一

Eメール: (y-kawai@jmcti.or.jp)

TEL: 03-3431-9348

FAX: 03-3431-6455

以上